

北九州市墓地に関する市民意識調査

結果報告書

(令和2年調査)

北九州市

保健福祉局保健衛生課

建設局公園管理課

目次

はじめに.....	1
第1章 調査の概要.....	2
1-1 市民アンケート調査.....	2
1-2 宗教法人等アンケート調査.....	3
1-3 注意事項.....	3
第2章 市民アンケート調査 調査結果.....	4
2-1 回答者について.....	4
2-2 お墓、納骨堂について.....	7
2-3 合葬墓について.....	32
第3章 宗教法人等アンケート調査 調査結果.....	42
3-1 団体について.....	42
3-2 墓地(霊園)について.....	43
3-4 合葬墓について.....	58
第4章 北九州市における墓地・納骨堂の需給状況.....	70
4-1 墓地の需要予測.....	70
4-2 墓地・納骨堂の需給状況.....	72
4-3 資料.....	73
第5章 まとめ及び考察.....	75
5-1 まとめ.....	75
5-2 考察.....	80
第6章 資料.....	81
6-1 市民アンケート調査.....	81
6-2 宗教法人等アンケート調査.....	99

はじめに

日本においては、従来、子々孫々が先祖代々の墓地を管理・継承してきた。しかし、近年、核家族化、少子化、未婚化などの家族形態の多様化や人口の地域間流動によりライフスタイルが大きく変化したことにより、墓地を取り巻く環境も大きく変化している。

また、葬送の形態も多様化しており、散骨や樹木葬など従来型の墳墓以外の墓地形態や葬送を希望する人も少なからず存在している状況にある。

このように、社会環境の変化や市民の意識の変化によって、墓地をめぐる状況は大きく変化することから、墓地行政を進めていくにあたっては、墓地の需給バランスを確保しながら、地域の特性や市民ニーズに沿った墓地のあり方について留意する必要がある。

一方、本来墓地とは、市民生活に必要とされる公共的な施設であり、墓地の経営には、持続性と公益性、非営利性が求められる。よって、墓地の経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい場合には、宗教法人、公益法人等による墓地の経営が認められている。

また、墓地の経営許可の取扱いは、住民の宗教的感情や風土、文化等の地域の実情に応じた対応が必要なことから、その判断については、許可権者である都道府県知事（指定都市等にあつては市長）の広範な裁量に委ねられている。

本市においても、市営霊園の経営主体であるとともに、宗教法人等による墓地経営の許可に関する事務を行っており、市営霊園の適切な管理・運営を行うとともに、墓地の持続性の確保や利用者の多様なニーズへの対応、需給バランスの確保、周辺的生活環境との調和等公共の福祉との調整を図りながら墓地行政に取り組んでいる。

このようななか、平成3年度に大都市において墓地の供給不足が問題となっている現状を踏まえ、「北九州市墓地に関する市民意識調査」を実施し、墓地行政の参考としてきた。

近年、墓地を取り巻く環境が大きく変化していることから、今後の墓地行政の参考とするため、新たに墓地に関する市民意識と墓地の需給状況等の調査を行ったので、その結果を報告するものである。